

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地改良事業計画の縦覧  
土地改良区役員の退任及び就任  
小字の区域の変更
- ◇選管告示 政党、協会その他の団体の解散の際の收支に関する報告書要旨
- ◇告示 豚の移入禁止区域の指定

### 鳥取県告示第三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七條第一項の規定により、日野郡江府町大字下蚊屋筒井京一外十四人の者から下蚊屋土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年一月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
  - (一) 土地改良事業計画書の写
  - (二) 定款の写
- 二 縦覧の期間  
昭和三十一年一月二十八日から同年二月十六日まで
- 三 縦覧の場所  
日野郡江府町役場
- 四 異議の申立  
利害関係人においてかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十一年一月二十七日



新屋町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	小篠津町	"	"	"	"	"	"	"	"	"
藏本前	"	"	下灘	"	"	"	御崎灘	"	上灘	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
										六	六	六	六	六	六	五	五		
三、三三三ノ三	二八九ノ二	二八七ノ二	二八七ノ一	二三六ノ四	二三六ノ三	二三六ノ二	二三六ノ一	一一ノ三	一一ノ二	三〇ノ四	三〇ノ三	三〇ノ二	三〇ノ一	二九ノ二	二九ノ一	二五ノ二	二五ノ一		
新屋町	"	"	"	"	"	"	"	"	小篠津町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
川向前	"	"	御崎灘	"	"	"	"	"	中灘	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
										四	四	四	四	四	四	三	三		
三、三三三ノ三	二八九ノ二	二八七ノ二	二八七ノ一	二三六ノ四	二三六ノ三	二三六ノ二	二三六ノ一	一一ノ三	一一ノ二	三〇ノ四	三〇ノ三	三〇ノ二	三〇ノ一	二九ノ二	二九ノ一	二五ノ二	二五ノ一		

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	佐斐神町	砂浜ノ二	七ノ一	七ノ四	八ノ一	八ノ二	一三ノ一	一三ノ二	一四ノ一	一四ノ二	一四ノ三	一九ノ一	一九ノ二	二〇ノ一	二〇ノ二	二〇ノ三		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	佐斐神町	砂浜ノ一	七ノ一	七ノ四	八ノ一	八ノ二	一三ノ一	一三ノ二	一四ノ一	一四ノ二	一四ノ三	一九ノ一	一九ノ二	二〇ノ一	二〇ノ二	二〇ノ三		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	佐斐神町	砂浜ノ一	七ノ一	七ノ四	八ノ一	八ノ二	一三ノ一	一三ノ二	一四ノ一	一四ノ二	一四ノ三	一九ノ一	一九ノ二	二〇ノ一	二〇ノ二	二〇ノ三		

旨境港町長より届出があつた。  
昭和三十一年一月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂



